

馬場校下各種団体連絡協議会 会則

改訂案

【組織(会員)】

第3条 本会は次の団体の代表者を以って会員とし組織する。

本会は次の団体を以って会員とし組織する。

馬場校下町会連合会	馬場地区青少年健全育成推進協議会
馬場公民館	小將町中学校PTA
馬場校下社会福祉協議会	金沢東交通安全協会馬場支部
馬場地区民生委員・児童委員協議会	金沢東街頭交通安全推進隊馬場支隊
馬場校下保護司会	馬場校下第一長寿会
馬場校下婦人会	馬場校下第二長寿会
馬場子ども会連合会	馬場校下寿会
馬場防犯委員会	馬場赤十字奉仕団
馬場自主防災会	馬場校下健康を守る市民の会
金沢第二消防団馬場分団	北地区 馬場校下更生保護女性会
金沢市立馬場小学校	馬場児童館
馬場小学校PTA	

【事業】

第8条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 定期連絡会 5月及び10月に行う。
定期連絡会 年度当初に行う。
2. 臨時連絡会 必要に応じて随時行う。
3. その他必要な事業。

【総会】

第9条 5月に行う定期連絡会を以って総会とし、役員を選任、会務・会計の報告、会則の変更その他の重要事項を審議する。

但し、会員の半数以上の出席を必要とし、過半数の賛成を得て決する。

年度当初に行う定期連絡会を以って総会とし、役員を選任、会務・会計の報告、会則の変更その他の重要事項を審議する。

代表者の出席を原則とするが、代わりの者の出席を以って充てることを認める。

会員の半数以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成を得て議決する。